

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第110号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年8月4日（日） 09時00分ごろ
発生場所	和歌山 ^{ありだ} 県有田市沖ノ島北北西方沖 有田市所在の下津沖ノ島灯台から真方位342° 2,300m付近 （概位 北緯34° 08.0′ 東経135° 04.2′）
事故等調査の経過	平成25年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート ^{のぞみ} 望丸、5トン未満 252-23000和歌山、個人所有 B プレジャーボート ^{たつ} 達丸、5トン未満 252-20075和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾部に凹損、オーニングが損傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、有田市箕島漁港へ帰ろうとした際、船長Aが、船首方に2隻の船を認め、右舷側のB船の西方約10mを航行しようと思い、手動操舵により、約13ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進した。 船長Aは、強い雨が降り、視界が悪くなってきたので、約8knに減速し、旋回窓を作動させ、視界を確保すると同時に雨がやみ、船首方約10mに漂泊中のB船を認め、全速力後進にしたものの、平成25年8月4日09時00分ごろ、沖ノ島北北西方沖において、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、沖ノ島北北西方沖において、船尾からシーアンカーを投入し、漂泊して釣り中、雨が降ってきたので、釣りをやめようと思い、シーアンカーを引き揚げた後、船首部へ移動して釣り竿等 ^{ざお} を片付けていたところ、左舷船尾至近に接近するA船を認め、手を振り、大声を出したものの、B船とA船とが衝突した。 A船及びB船は、それぞれ自力で航行して和歌山県和歌山下津港に入港した。
気象・海象	気象：天気 しゅう雨、風向 南、風力 1

	海象：海上 平穩
その他の事項	A船は、レーダーがなかった。 船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A あり、B なし A船は、沖ノ島北北西方沖を南進中、しゅう雨で視界が制限される状況下、船長Aが船首方約10mのB船に気付いたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、沖ノ島北北西方沖で漂泊中、船長Bが、釣り竿等を片付けていたことから、左舷船尾至近に接近したA船に気づき、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、沖ノ島北北西方沖において、A船が手動操舵で南進中、B船が漂泊中、船長Aが船首方約10mのB船に気づき、また、船長Bが釣り竿等を片付けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界が制限される状況下において、レーダーを装備していない船舶は、必要に応じて停止すること。 ・ 漂泊中であっても周囲の見張りを適切に行い、接近する他船を見落とさないこと。